

平成 26 年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）の概要

1. 内閣府本府における政策評価について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務）にあたる政策を対象に実施。
→内閣補助事務（内閣府設置法第 4 条第 1 項、第 2 項）は対象外。
- 3 年毎に基本計画を策定（現行計画は平成 26 年度～28 年度）、政策評価の実施に関する方針等を決定。
- 毎年度初めに実施計画を策定（平成 26 年度実施計画を平成 26 年 4 月 21 日に決定）、対象政策の評価の判断基準となる測定指標とその目標値を策定。基本計画及び実施計画に基づき事後評価を実施。
- 年度途中で補正予算成立用により部局、施策の変更、追加があれば実施計画を改定、（平成 26 年度実施計画は平成 27 年度 4 月 7 日に改定）
- 事後評価、事前分析表の作成にあたり行政事業レビューとの連携を図っている。

現行基本計画における政策評価サイクル

基本計画		平成 26 年度 実施施策	平成 27 年度 実施施策	平成 28 年度 実施施策
第 5 次計画 （平成 26 年度～ 28 年度）	平成 26 年度	（年度初） 実施計画 ＜政策実施＞	↑	
	平成 27 年度	↓ 事後評価	（年度初） 実施計画 ＜政策実施＞	↑
	平成 28 年度		↓ 事後評価	（年度初） 実施計画 ＜政策実施＞

（注 1）基本計画・実施計画は、内閣総理大臣決定。補正予算成立等に伴い適時改定。

（注 2）これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

2. 評価対象

平成 26 年度に実施された 23 政策・86 施策のうち、評価実施時期が平成 27 年度となっている 21 政策・55 施策。残りは総合評価方式もしくは評価の実施時期を重点化し、来年度以降に評価を行う。

（「平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画」）

3. 政策評価結果について

<評価結果（目標の達成状況）>

評価結果	目標超過達成	目標達成	相当程度進展あり	進展が大きくない	目標に向かっていない	測定せず	計
施策数	0	23	24	4	0	4	55
割合	0%	41.8%	43.6%	7.3%	0%	7.3%	100%

（注 3）評価基準については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）参照（参考資料 3）